

今求められる伝統・文化教育

—社会科教育の立場から—

安野 功

はじめに

こんにちは。本学会の教育に関する第一回目。私がトッ
プバッターを務めさせていただきますことを、まず心から
感謝と御礼を申し上げます。それとともに、今日はいへ
ん重い仕事なのだ、いま改めて感じたわけであります。

すこしだけ自己紹介をさせていただきたいと思えます。

前職が文部科学省の教科調査官でした。どういう役目かと
いうと、学習指導要領の担当、私の場合、主に小学校社会
科の学習指導要領の改訂を直接担当するという役目を担っ
ておりまして、九年間ほど文部科学省で仕事をさせていた
だきました。

その間、教育基本法が改正され、社会科はそれとかかわ

りの深い教科ですから、どういう方向を考えていくべきか。
われわれの場合は専門職ですから、基礎的な資料を提供す
る、あるいは、いろいろな経過について意見を申し上げる
という程度でしたが、そんな仕事を経験し、そのあと、平
成十年に改訂された小学校学習指導要領の次の改訂の事務
をつかさどる担当官をやってきました。

いま司会の方からお話がありましたように、明治二十三
年に教育勅語が發布される。これを記念して教育に関する
お話をということで、何をお話しようかなと非常に迷っ
たわけですが、自分が國學院で社会科教育を担当し、それ
に加えて、伝統・文化授業論を受け持つことになっていま
すので、伝統・文化教育について社会科の立場からお話を

申し上げますと考えています。

ここにお集まりの方々は、社会科教育というと、どちらかというとな戦後生まれの教科として、たとえば教育勅語から考えると、日本の伝統や文化というものをあまり大事にしてこなかったのではないかというお気持ちをもっている方がいらつしやるかな、私の顔を見る皆さんの目がちょっと厳しいかなと思って、どんな話から切り出すか少し迷っているのですが……。

まず、お手元の資料2を見てください。ここに、改正された小学校社会科学習指導要領の特色をまとめておきました。のちにこれを使って、現状はどうなのだろう、新しい指導要領ではどうなるのかということを詳しくお話し申し上げます。その前の資料1には社会科がどう変わってきたのかという社会科の変遷について一覽表にまとめてみましたので参考してください。

それらをもとに、戦後に生まれた社会科が、かなり紆余曲折しながら現在に至っているというお話をさせていただきます、その上でいまの指導要領がどうなのかということをお話しさせていただきます。できればすこし突っ込んで、歴史教育、歴史上の人物をどういうふうに扱ってきたのか、あるいは神話・伝承が学習指導要領でどう扱われているのか、あるいは扱っていないのかという点もお話し申し上げます。

うと思っています。

話は突然飛びますが、このあいだ「神社新報」さんの三月十五日付の記事の中に、「伝統・文化は守られるのか 平成大合併について」という記事が出ていて、たいへん興味深く読ませていただきましたが、そのポイントになる部分を申し上げます。

地域の伝統・文化喪失の危機。これはどういうことかというところ、平成の合併が行われることによって、一つは旧地名が消えていく。自分のところも実はカワサト（川里）のサンタンチ（三反地）というところに住んでいます。そのうした昔からの地名がどんどんなくなっていく。ですから、ばくも娘を四人育てましたけれども、四人の娘のいちばん下の子は、旧地名を言うところ、その場所がまったくわからないという実態が生まれている。

もう一つが地域の伝統・文化の保存、あるいは伝統ある祭りの継承。これらのお祭りなどがだんだん失われていく、弱くなっていくことがある。私も自分が住んでいるところの隣の隣が神社でありまして、そこで北勢会という青年団のようなものに所属し、なんとか地域の行事を復活させようとみんなで活動しております。これでもその中にはいちばん若いんです。多くは八十以上の方ですから、若手として活躍しているわけですが、そういう会に本

当の意味で若い人に入ってもらおうということをずつとやってきたわけです。そういう地域の伝統・文化の保存・継承が、市町村五百五十団体を対象にアンケートをしたらしいのですが、その中で四四・六％はなんとかそれを守ろうという組織がある。残る五〇％以上はそういう伝統・文化を守る団体組織すらない。そうすると、その次に続く人がいなくなると、おそらく消え失せてしまうだろうというのが現状です。

こういうことを非常に私は憂えていたので、実は新しい学習指導要領、これは全国の教員が持つものですが、こうした中に地域の伝統や文化の保存、あるいは継承にどんな地域の人たちが参画していった、新しい文化を担っているという内容を今回新しく入れました。こういうことは意外にまだ知られていないだろうと思いますが、どうでしょうか。そういう話って聞いたことありますか。初めてですか。いままで県の学習の中に県の地形とか産業の学習はあったのですが、県内のそれぞれの地域で自分の伝統や文化を大事にしながらまちづくりをしているとか、そういう人たちがいて活躍しているという内容は全くなかった。そういうものが新しく入ったとか、そういうことを考えると、こういう記事を読んだときに、今回の改訂は間違いないかなかった、大事なことなんだ伝統・文化は。なぜなら

ば、教育で変えていかないと、次の若い世代が育たないからです。話はまた飛びますが、そんなふうには実は社会科というのは、どちらかというと戦後の改訂のなかでそうした伝統や文化の面で弱かった。徐々に改善されてきているのが現在であるというお話を、具体的な資料を使ってお話ししようというのがきょうの趣旨であります。

それでは本論に入ります。レジュメにどんなお話をしようかということをと三つにまとめておきました。まず初めに、伝統と文化を尊重する教育の意義について、私なりの考えを申し上げたいと思います。二つめに、そうした伝統と文化を尊重する教育を実践していくうえで、具体的な課題は何かというお話をしたい。三つめに、自分が担当している社会科のなかでこれまでどうだったか、現状はどうか、これからどうしていくべきかということについて資料に基づいてお話をするつもりです。

伝統と文化を尊重する教育の意義と実践方策

まずお手元に「伝統と文化を尊重する教育の意義と実践方策」という資料を用意しましたので、ご覧いただけませんか。この資料は巻末にも記しておいたのですが、「千葉教育」という千葉県の教育委員会で教員に配布する資料の原稿依頼を頼まれたので、その原稿を資料としてお持ちしま

した。

ポインントだけ申し上げますが、まず、わが国の伝統と文化をきちっと正しく受け止める、それを継承し発展するという教育が、新しい指導要領では重視されているということです。それを伝統と文化を尊重する教育の充実というふうにコンパクトにいます。それを具体的に申し上げますと、私なりの解釈ですが、自国の伝統と文化を理解し尊重する。それとともにそうした伝統と文化をはぐくんできたわが国と郷土を愛する心、他国の異なる文化を理解し尊重する精神、そして国際社会の平和と発展に寄与する態度などの資質を養う教育である。私はそう受け止めています。

これは新しい学習指導要領の中での強調点、目玉の一つなのですが、同時に、今回の指導要領が改正教育基本法を踏まえての改訂となりますので、その大本は改正教育基本法の中の強調点であるわけです。とくに大事なものは、教育の目標の中に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」ということが二条の中に明記されている。さらに基本法を受けてそれを学校教育ではどうするのかというところが、学校教育法の中にさらに具体化されるわけです。その中には義務教育の目標。義務教育として「我が国と郷土の現状と歴史について、

正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」ということが二十一条に明記されたということでもあります。

私も指導主事さんに指導要領の説明をする立場として全国を回っていたわけですが、小学校、中学校においては、こうした教育をそれぞれの学校レベルで、もっと言えば授業レベルで具体化していくことが大事なんだというお話をさせていただいたわけですから。とくにどうしていま伝統や文化を尊重する教育なのかという点について、改めて二点ほど強調点として押さえるということをしてきました。それは何かというと、基本法が改正される十年前、教育国民会議の中で教育基本法の改訂ということが議論されて提言されたわけですが、その中に伝統・文化の尊重について二つの強調点があったわけです。一つが不易の視点ということで、伝統や文化を大切にすることに次いで、とくに受け継ぐべき価値のあるものなんだということ、とくにここでは大切にすることに次の世代に受け継ぐ価値があるということ。それは不易なんだということでもあります。もう一点が変化への対応ということで、グローバル化が進展するなかで、とくに民族、宗教、文化の違いに根ざし

たさまざまな問題が顕在化してくる。とくに国家間の友好関係を強化して信頼を醸成していく国際協調が必要なんだということが挙げられたわけです。私事ですが、改訂に先だって、ロンドンに歴史教育を含めた社会科教育の視察に行っていました。ロンドン市内にある学校なのですが、その学校は数十ヶ国の子供が学んでいるのです。なぜか。大英帝国がたくさん植民地をもっていた時代がありました、そうしたものがそれぞれ国として独立する。それが本国イギリスに入ってきていろいろ活躍するということがありますね。そうすると先生方の悩みは何かといったとき、二つなのです。一つは何かというと母国語の問題です。国語の問題です。母国語として何をどう教えるかという問題です。もう一つは歴史の問題であります。それぞれ国が違うんだけれども、少なくとも大英帝国の歴史をどう教えるか。これがやっぱり非常に難しい、悩みであるということをおっしゃっていました。それで結論を聞いたんです。いろいろ意見があるけれども、基本的には当然母国語は英語でしょう。これはきちっと教える。もう一つの歴史は、歩んできた大英帝国のいままでの姿をきちっと教えるということなのです。

ただ歴史教育問題というのは日本よりも早くイギリスでありますね。実際に見たことがありますでしょうか。大

英帝国がドクロを踏みつけている絵が教科書に出ているとか、そういう教科書が実際に発刊されてきたという事実があります。それに危惧を感じて、やはり自分の国の歴史の正統性をきちっと教えるという立場をとっているというお話をお聞きしました。日本でもいろいろな規制が解かれ、諸外国の児童がもつと教室の中に増えてきたときには、いずれぶつかってくる問題なのだろうなということを改めて感じました。国際社会だからこそ、自分の国の歴史とか自分の国の言語というのを早くから大事にする教育を行うべきではないかということになってきたのだろうと思います。とくに次のページにも示してありますが、自らのアイデンティティーをしっかりとつとめることが課題になってくるだろうと思います。

それについて教育基本法改正に関するどういふ理念を盛り込むかといったときに、一つが日本人としてのアイデンティティー、伝統・文化の尊重、あるいは郷土や国を愛する心、もう一つが国際性、その両面を挙げているのが一つの特徴かと思えます。そこに示してあるとおりですけれども、とくに世界に生きる日本人としてのアイデンティティーをもつことがますます重要になる。自らを日本人として意識する機会が増えてくる。さらに自国の存在について無関心でいることができなくなりますから、国際社会に

おける自国の地位を高めようと努力する。このことはある意味で正当であるということをしつかり教えていく。そうした思いが国を愛する心につながっていくんだ。これをきちつと教育のなかで教えていこう。その前提になるのは、自分が生まれ育った郷土なのだから、郷土に対する教育も大事なんだということがうたわれていると思います。

これをもうすこし自分なりに解釈したのが、次の四角の外です。この提言の背景には、公共に関する国民の共通の規範を再構築していくという、さらに大きな狙いがあるだろうと考えるわけです。とくに新しい時代の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人というものが求められていますので、公共に主体的に参画する意識や態度を育てるうえで、自国の伝統・文化を正しく理解していつてさらに愛着をもつことを大事にする教育が必要になってくるだろう。とくにそうした面が旧教育基本法の中に欠けていたということから、改正教育基本法のなかで議論されたと私は認識しています。

伝統・文化教育の課題

こうした伝統・文化教育について実際にどういったことが課題になってくるのかという現場での課題ですが、一つは、それぞれの現場の先生方も含めて、何がどう変わった

のかということをまず正しく受け止めなければいけないし、それはなぜそう変わったのかという、その変り目をそれぞれの教科の長い歴史のなかで意味づけるといふ仕事を各教員がやらないと、結局、場当たりの授業になってしまうだろうと思っています。ですから、まず何がどう変わったのか、ということを現場の教育のなかで教員一人ひとりに伝えるということをやっているわけですが、せっかくの機会ですので、そこでもポイントだけ申し上げます。

一つは学習指導要領には総則というのがあります。総則というのは各教科がどうするというのではなくて、学校教育全体をどうするのかということではなくて、学校お手元の資料にも書いておきましたが、「積み上げ方式」による全体計画の作成というところにその内容がコンパクトにまとめられています。その総則の中では道德教育の目標について、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」、あるいは公共の精神を尊ぶ、他国を尊重するというものが具体的に盛り込まれていることをきちつと押さえたうえで、学校教育全体でそれに取り組むんだということでありませう。

どういふことかというところ、あとで申し上げますが、教科別に国語や社会などは、伝統・文化について大きく変わっています。だけど、それほど大きくかわっていない教科に

ついで、伝統・文化教育は国語の話だよ、それは社会の話だよというふうになってしまふ恐れもある。そうになると、今回の改訂の趣旨が生きてこない。こうならないようにするために、伝統・文化を尊重する教育についてはすべての教科等に関わるんだということを具体的に私たち、全体の計画に盛り込むべきであるというお話をしています。

じゃ、国語とか社会科は何がどう変わったのかというと、まず国語は非常に明確に変わっています。お手元にあるとおり、従来は「言語事項」という言語の一つの事項としてあったものが「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」という一つひとつの事項のなかに、伝統的な言語文化というのが明記されます。しかもそれが次の国語の特質に関する事項と併記された。つまり、表裏一体の関係である。国語の特質を論じるときには言語そのものが伝統的な言語文化というものを担っているんだということをいって、大きな改善を図ったわけです。具体的には、それによって一年生とか二年生では昔話、あるいは神話・伝承というものをきちっと教えていく。三年生、四年生では、やさしい文語調の短歌とか俳句。五年生、六年生になりますと、親しみやすい古文、漢文、あるいは近代以降の文語調の文章。これらが新しい教科書にはどんどん入ってくる。その前に国語全体をどうするのかという国語審議会のほ

うの会がありまして、そこで言語の役割といったときに、一つは言語は民族の文化を担っているんだということの確認。もう一つが思考、コミュニケーションとか感情を伝えるものなんだという機能的な面の二つがあるということが議論された。その成果にもなっているわけです。ですから、これまで以上に言語を大事にしようといったときに、とくに国語の場合は、その言語を論理的にものを考えるときか、自分の意思を伝える、コミュニケーションするというツールだけではなくて、日本の文化としてきちっとそれを教えていくということが、指導要領上明記されているわけです。社会科については、伝統や文化といったものを、先ほど一つは保存、継承、活用という言い方をしましたけれども、もう一つは、伝統や文化を受け継いでいる人、受け継いでいく人というふうにして、人を介して伝統・文化をバトンのように受け継いでいくことをきちっと授業のなかでやりましょうといっています。もう一つは、歴史のなかでこれまでも伝統や文化を大事にするということで日本のなかにある文化財を授業のなかで大事にしてきたのですが、修学旅行生がたとえば京都の文化財に傷をつけてしまうという記事が新聞に出来ましたよね。諸外国でも、重要な文化財に平気で落書きしてしまふ。こういう教育があるのとは一体なぜなんだということをいろいろ考えてみますと、文化

財そのものももっている価値を教えていたかどうかという点が問題となります。

そこで新しい指導要領の中では、文化財そのものが価値あるんだ、つまり文化財を通して歴史を学ぶだけでなく、文化財というのは先人の知恵、工夫、努力のひとつの結晶であり、それがいまに伝わっているんだ、それをつくりあげてきた人間というのを大事しましょう、そういうものをわれわれは文化として受け止めているんですよ、だからそれ自体を大事にしましょう。そういうことをもつとやっていこうということ、この解説書のなかでうたっています。中学校では、そこにありますとおり、宗教の問題、あるいは現代社会における文化の継承と創造の意義というふうにして、すこし抽象度を上げたものを、歴史とか公民的分野のなかで扱う。

それ以外に、音楽の中では民謡とか郷土に伝わる歌とか和楽器。美術の中では日本の美術。あるいは技術家庭科のなかでは衣食住、とくに主食を大事にしていこう。ごはんは味噌汁を大事にしようということをやっつけようというふうになっています。さらに保健体育の中では武道がきちつと内容として位置づいた。つまり、どの学校でも必ずやることになったという改善が図られています。

そうしたものを内容としてきちつと受け止めたときに、

現実それぞれの学校でどういうことをやったらいいのかわかるとい点が、これからの課題として残っています。このことがきちつとしないと、学校の中では、指導要領はこう変わった、教科書もこう変わったと言っても、授業が変わらない。授業が変わらないと子供の教育はちつともそういう方向の教育に変わりませんので、そこを今度は具体的にどうしていくのかということ、これを今度の課題として、私はいろいろなどころで申し上げているわけです。

その前に現状はどうかというのを押さえておくことが非常に大事なことで、そのようなことを考えるときに、これまで現場としてどういうことが行われていたのかということをよく調査をしたりして準備をしているというのがこれまでの段階です。お手元の資料ですと、いま申し上げた「積み上げ方式」による全体計画のちよつと前に、私のほうで現状を調べたりしたことをコンパクトにまとめたものが書いてありますので、それを見ていただけますでしょうか。

私が勤務しておりました国立教育政策研究所の教育課程研究センターでは、伝統・文化教育の現状を把握するとか、あるいはモデル校をつくるということ、実は事業としてやっていました。お手元にあるのは、二十年度に委嘱した全国の委嘱校からの報告書の結果を私なりにコンパクトに整理したものです。まず最初にモデル授業のなかで自分の

学校でどこに狙いを定めて伝統・文化教育をやるのかという、その狙いを明確にしているところは非常に成果が上がっている。ところがそうではなくて、もし伝統・文化教育をやるんだといったら、どの教科がそれに当たるとか、じゃ何をやるというふうに割り振っているところはあまり成果が上がってない。大事なものは、まず取り組む職員が伝統・文化教育というのとは一体何を指すのか、どういう教育なのかという理念をきちっと押さえていかないとなかなかうまくいかない。逆に言えば、それを押さえているところは非常にうまくいっている。とくにうまくいっているのは小学校と中学校の連携がとれていて、小学校ではこうする、中学校ではさらにこうするということがうまく積み上がっているところは成果が上がっているということが、ある程度報告書の中で見てとれるわけです。

じゃ、そうした狙いというのは、小学校の中でどの程度なのかというと、たとえば伝統・文化の「よさ」にふれるとか、親しむとか、味わうとか、この程度のこと非常に大事になってくる。つまり、今の子供たちの実生活では、日本のよさが暮らしのなかから見えにくくなっているわけですから、そのよさに意図的にふれさせるとか、よさを味わわせるということ、教育のなかで意図的に仕組んでいかなないと、結局、中学校とか高校になって「日本のよさ

は」とやっても実感がないんでしようね。ですから、そういうものに体ごと浸って、日本の伝統や文化っていいんだなあということを感じるような教育をやらないとだめなんじゃないかというのが、報告書から見えてとれるのです。

それでは具体的にどうしたらいいのか。一つは、先ほど申し上げた全体計画をつくる。二つめに大事なものは、実際にふれるとか、味わうとか親しむとか、そういうことをやるためのものは人材なんです。人です。あるいはものなんです。とくに無形文化の場合は非常に難しい。ですから、そういうものを実際に教員が歩いて自分で発掘するということをやらないと、結局、授業の中には生きてきません。昔から教員の大事な仕事は何かというところ、それは自分の足で自分の教えるべきことをきちっと自分が感じ取ってから、それを教材として組み立てていって教えることなのですが、いま小学校の先生方というのは年齢が若くなっています。二十代が非常に多い。そうすると、そういう若い先生方にはある程度ベテランの先生がそういうものを仕組んで、地域の伝統や文化のことをよく知っている方と出会わせてコーディネートをさせていって、そういうことを体験させるということ、現場のなかで授業が変わるか変わらないかというの、そういう人材とか教材を各学校が自分の地域なら

ではのものを発掘できるかどうかということにかなりかかっている。

三つめは、それをやろうとしたときに、教員というのは人事異動がある。五年ぐらいで先生方が動きます。長くて七年でしょうか。そうすると、新しいところに行つて自分がまったく異なる状態からそれを調べるといふことは無理です。そこで、地域の中のそういうものを大事にする組織、地域の方々はそのなかにずっと根づいていますので、そういう組織の中のメンバーは不動になりますから、そういう体制づくりといえますか、地域の中にそういう組織をつくっていくことをうまくやった学校とか、うまくやった地域はうまくいっています。そういうことで、次は関係諸団体との連携を図る。そういう体制づくりがどうしても大事です。

このことを地域的、組織的にやったのが、一つは東広島市というところです。東広島ではそれぞれの学校一校に必ず一伝統・文化といつて、うちの学校はこれなんだ、うちの学校はこれなんだといつて、それぞれの学校の特色あるものをそれぞれの学校が打ち出して、結局、東広島全体でいろいろな伝統・文化がそれぞれの学校で継承されている。それは島田市でもやられました。実はこの東広島市、島田市というのは、和文化交流協会という研究組織・団体が伝統・文化の指定をした指定地域なのです。この事業は来年

度東京都がやることになっていきますので、東京都はおそらく来年はいくつかの地域で伝統・文化の交流事業というのが、いろいろな学校で行われるだろうと思つています。そういうふうに関係諸団体とどうするか。

たとえばきょうお集まりの方々にもしかしたら地域の中の相談役になられている方もいるのではないかと思います。こうした方々がリーダーシップをとつてそれぞれ自分の地域のなかで学校を支援してくださることが非常に大事になりますので、たとえば自治会とか育成会とか、そういったところに教育委員会はお願いをして連携を図つていかなければいけないという話をよくさせていただいております。ということ、伝統・文化教育の場合は、実際に各教科の内容がどうかというレベルではなかなか授業は変わりません。それをきちつと押さえたうえで、実際に人、ものを開発していくことが本当に大事ですので、これから徐々にそれぞれの学校で育っていくものだろうと感じています。

社会科における伝統・文化教育

大きな三点目であります。そういうなかで社会科は一体どうすればいいのか。どうなっているのかという、いよいよ自分のフィールドの話をします。まず社会科が非常に大きな変遷をたどっているということは、改めて資料1で確

認させてほしいと思います。まず昭和二十二年三月に「学習指導要領一般編」ということでその試案が出されて、ここに新しい教科として出発するわけですが、その前段として、昭和二十年の段階で「修身」「日本歴史」あるいは「地理」というものが停止になる。そのところが出発点にあるわけです。そこからどういうふうにかたちが変わるのかというと、これは試案の中の文章なのですが、社会科は、従来の修身あるいは公民・地理・歴史をただ一括して社会という名前をつけたのではない。簡単にいうと、いくつかの会社が合併してできた会社ではない。新しい看板をつけるんだということをうたったわけです。それはどういうことかということ、一つは、社会生活についての良識と性格を養うことが非常に重要であるので、そのことを目的として新たに設けられた教科なのだ、これは内容としては修身、あるいは公民・地理・歴史というものの内容を融合して一体として学ばれるものなんですよという説明は、そこであるとおります。

そして、五月になって学習指導要領の試案というものが出されて、そこには社会科の任務ということで、いま申し上げた青少年に社会生活を理解させる、あるいはその伸展に力を致す態度、能力を養成する、さらには態度と能力を統一的、一体的に育てるのが社会科なんだというふうに向

たわれるわけです。とくに社会生活の理解というのは、相互依存関係というのを理解する。それは一つは何かというと、人と他の人とかかわりなんだ、あるいは人間と自然環境とかかわりなんだ、あるいは個人と社会制度とか施設とかかわりなんだという、相互依存関係を理解させるのが社会科だとして出発します。

そして昭和二十六年になりますと、その一回目の改訂として試案というのが出される。ここでは、どちらかというと、現場で何をどう指導していいかわからなかったという背景があるので、基本的には内容を一つのまとまりにして、単元というのを仕組んでいって、その単元をつくるときにどう単元をつくらいいのかということとをそこで明確にしていく。ですから、まず目標をつくり、学習する内容をつくり、単元というまとまりをつくらって、それを指導し評価する。そのことをやるために、単元をつくらっていくための主眼とあって、何を内容にするのかという内容の要素のかたまりをいくつかそこに例示をしていって単元例を出したのが二十六年です。初期社会科といわれるのですが、出来上がった当時の社会科は二十六年で完成したとよくいわれています。

ところが、すでに昭和二十五年の段階で、当時の天野文部大臣がこんな発言しているということも押さえないわけ

です。それは何かということ、教育勅語や修身に代わるべきものの必要性ということを昭和二十五年に言っている。どういうことかというのと、これは全国の都道府県の教育長さんを集めた会議の席で天野文部大臣が言っているのですが、「私はもとの修身といった教科は不必要と考えていたが、最近各学校の実情を見ると、これが必要ではないかと考えるようになった。地方の教育者に会っているいろいろな意見を聞いてみると、教育関係の法令はいろいろ整ってきたが、その内容がないため、教育上支障を来すという声が多い。これは教育長さんからの声なんでしょうね。そこで、教育の基礎として口先で唱えるものではなく、みんなが心から守れる修身を教育要綱といったかたちでつくりたい。これを教育勅語の代わりにして民主主義社会に必要な道徳再開を図りたい」と言っているのです。

これをもうすこし突っ込んで考えますと、新聞記者に対する発言にこんな言葉があります。これは日本教育新聞という教育関係を扱った新聞社なのですが、それとの会見のなかで、従来の修身では社会的モラルを養うことが行われなかった、つまり個人的なモラルが中心だったと言っているのでしょうか、今後はそれが必要である、社会科がこれを取り扱ってきたわけだが、その社会科は結果として機能を果たさなかったと見ている、そこで、修身の復活を考えた

わけだというふうに前置きをして、同じような内容の話を言っている。もう一度社会科の発足を見ますと、社会科の扱うべき内容の中に修身、公民とか地理、歴史は内容として入れたわけですが、二十五年の段階、まさに社会科が出てから三年ぐらいの段階で、社会科は修身というものについて機能を果たしていないと当時の文部大臣は述べている。これは非常に大事なことだと思えます。

そのあとの改訂を見ますと、昭和三十年に、六年までに中学校での地誌学習あるいは歴史学習の基礎が身につくようにするとか、中学校の中では地理、歴史、政経社の分野別社会科が打ち出されるということですから、たとえば公民・地理・歴史といったものの内容をきちっと教えるということをも明記しないとだめじゃないかということもいっているわけです。さらに昭和三十三年の改訂のところでは、いよいよ道徳の時間の新設が行われる。上に返って見ると、とくに修身に代わるものとしてと言っているわけですから、そのところを社会科から出して、もう一度道徳をそこに位置づけようという動きになっている。そうなってくると、昭和二十二年の最初の頃と昭和三十三年の段階とは社会科の役割とか社会科のもつ意味は若干変わってこざるをえないだろうというのが、おわかりになるかと思えます。

そして昭和四十三年が非常に大事な改訂だと私は思っ

います。昭和四十三年で社会科の目標が明記されます。社会科は何をするんだといって、そこで出てきたのが「公民的資質の向上」という言葉であります。とくにそれは社会生活の理解を通して、民主的な国家社会の成員として必要な公民的資質の基礎を養うんだというのが、目標として明確になる。社会科はこういう教科なんだ。もっとわかりやすくいうと、社会認識、社会をどう認識するのかというのが一つ。それがあって、それを通して社会のなかで実際に物事について思考し、判断する力を育てることを大事にしていきます。さらに、社会的な判断に基づいてそうした方向に、俗にいうところの自分の行動を方向づけようとする態度もきちっと育てようということで、理解と態度と能力を一体的に養うということをもう一度そこで整理をし直したのが四十三年であります。

とくに具体的な中身が非常に大事なのでありますけれども、まず一つは、2ページのところに書いてありますが、家庭、社会および国家に対する愛情を育てるということが明記されます。これはどういうことかというのと、どちらかというのと、社会科が個人の能力とか個の判断力とか、個ということを非常に重視してくるわけですが、もう一つ、社会科の教育の役割というのは、公の伸長というのが非常に大事なわけで、個と公のバランスが欠けていったんじゃない

いかというところをきちっと押さえて、とくに公の部分として家庭、社会および国家に対する愛情を育てるといふことが明記されている。さらに三つめとして、日本の文化・伝統などはすべて歴史的に形成されたもの。これを理解させる。さらにわが国の歴史や伝統に対する理解とか愛情とか、それを深めていって正しい国民的自覚を育てるんだということが明記されてくるのが四十三年であります。ですから、内容の取り扱いの中には、天皇についての理解と敬愛、あるいは歴史上の人物の働きとか、日本の神話や伝説を扱うという記述が見られてくる。

昭和五十二年については、教育の人間化といつて、内容的にはさほど大きな改訂はありませんが、とくにここで目を見張るのは、六年生で世界地理の学習をやっていたのですが、小学校の社会科の時間数が減るものですから、それが時間的に無理になるといふことで中学校に送られます。ですから、中学校の地理的分野が、世界をやつてから日本をやるといふ、世界地理先習といふかたちがとられるのがこの時期です。

平成元年はある意味では非常に大きな改訂であります。一つは、低学年の社会科がこでなくなる。そして、いまある生活科というのが誕生します。低学年の社会科は私は非常に大事な教科だと思つています。なぜかというのと、ま

ず初めに私というのはお隣さんとか、私というのには先生とか、私というのには学校にいる用務員さんとか、もつと言えば私というのには家族とか、地域の人とか、そういう人たちと社会を組んで生きていますよみたいなことをやっていたわけです。次に二年生になると、働くおじさんシリーズというのがありまして、働くおじさんシリーズが成り立っているんだということをいろいろ学習してきました。そのうえに立って地域社会という目に見えにくい社会を学んできたわけですが、そういう学習はそこでできなくなってくる。もちろん、できなくなると言いながらも、生活科の中で本来やるべきですから、生活科の中ではかたちを変えて登場しますけれども、きちつと「働く」とか、誰々のおかげで自分は生きていますとか、そういうのはなくなってしまう。さらに大事なものは、歴史学習のなかに四十二人の人物例示というのがなされる。とくに歴史を学ぶときに人物、あるいは文化遺産というものを通して歴史学習をしていきたいと思いますということが徹底されるのが元年であります。

十年版についてはそれが引き継がれていって、二十年版、いまもその考え方は基本的に受け継がれているのがこれになるといってあります。

次に、そういう変遷をたどって、いまの社会科はどうい

う特徴をもっているかということ、次の参考資料2です。一枚目についてはすでにこれまでの話の中でふれていることですので、繰り返しになりますから避けませんが、中段に私の考えとして、義務教育は「個の確立」と「公の伸長」の二つの側面から次世代を切り開いていく人間に求められる資質、能力の基礎を育てる。ところが、これまで個人ひとりについては非常に重視されるのですが、公の部分は非常に足りない。だからこそ社会科というのはもつとバランスをとるべきであるという考え方をもっていますし、基本法もそういう考え方をもっていますので、改訂はそのところに力が入っているということを前提において、次の二つ目として、伝統や文化を尊重し、国際社会のなかで生きる日本人を育てるということを大きな柱として、三、四年生では、地域の文化財や年中行事に関する内容で、「地域に残る」といまままでいっていたのを、地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事を学習しましょうというふうにして、人が受け継いできたことを学習内容にします。そうすると、何が変わるか。いままでの授業は「地域に残る」ですから、私たちの地域にはどんな文化財が残っていますか、なんです。そうすると、学習の終わりは文化財地図が出来上がって終わるわけです。だから、文化財そのものの中にある目に見えないような精神文化とか、それを

受け継いでいる人は授業に出てこなかった。そうではなくて、今度は「受け継いできた」にしますから、地域の人々って誰、どんな人が受け継いできたのか、それはどんな願いから受け継いだのか、なぜなんですかということとか、どうやって受け継いでいるんですかという問いがくっついてきます。ですから、子供たちは受け継いでいる人のところに実際に行って、それを受け継いでいる姿をなまで見、その人といろいろかかわっていつて学ぶ方法に変わるわけです。

実はいま伝統・文化を受け継ぐというのは大変なんです。ほんのりともいろいろ授業を仕組む人たちと一緒に取材をするのですが、地域の伝統・文化を支えている多くの人たちが昼間いろいろな仕事をしている。普段の日は仕事をしているから夜とか休みの日に一生懸命それをやるわけです。そうすると、子供は必ず「そんな思いまでして、どうしてするんですか」と聞く。そこではじめて、自分がもしそのところでやめちゃうと、ずっと受け継いできたことが途切れちゃうから、そういう責任が一つあると必ず言います。もう一つは、この願いというのは非常に大事な願いなんだ、たとえば地域がまとまるとか、昔はこのところではいろいろな作物がつくられて、そういった作物の豊作を願わないと生きてこれなかったからとか、あるいは、昔は今

みたいに病院などがあんまりなくて、いろいろな疫病などがはやったから、それをなんとかしてなくしてみんなが無事に成長するようにということをみんなが願ったんだよとか、人々がずっと大事にしている願いというものを子供たちがなまの声で聞くわけです。そういうものは目に見えませんが、そうすると、「地域の人々が受け継いできた」と改めるというのは、文言ではわずかこれだけなのですが、授業はがらりと変わるのです。

次の県内の特色ある地域に関する内容では、歴史ある建造物とか町並みとかお祭りといったものが、地域の伝統や文化を受け継いで、それらを活用しながら特色あるまちづくり、地域づくりをやっているということを授業のなかでやります。先ほど新聞の記事をご紹介したのですが、こういうことを実際に子供たちが学習するわけですけれども、どの町もそううまくいっていないのです。だから、県内の学習でやる。そうすると、自分の地域はどうなんだと必ずこたわりますね。ほくは埼玉県に住んでいますけれども、埼玉県でうまくいっているのは川越という町です。川越の町並み保存というのは、地域の蔵を守る会の人たちがまず保存の会を発足させます。その人たちが実は自腹を切ってやるわけですけれども、それに市の担当者が協力してやって、みんなでまちづくりをするということ、いま

川越の街は非常にきれいに生まれ変わっています。

とくに川越が大事にしたのは旧街道。旧街道というのはさびれてしまっているところが多いんです。そのところをみんなで復活しようと。このあいだもそういう人たちの会に行ったのですが、話題に出てくるのは、ちっちゃい頃こうだったよな、やっぱりこのところはこういうふうにしなくちゃ、なんていうふうにながら、非常に高齢の方たちに活気が出てきます。ですから、まちづくりを通して実は人間が元気を取り戻しているというのは、いっぱいあるわけです。

そのほかに六年生で今回の改訂で非常に大事なものは、いままでも歴史の中で姿を消していた縄文の学習を復活させたことです。縄文の学習がとても大事だということは、ここにお集まりの方々にはよくご存じだと思います。きょうも明治神宮に来るときに、入り口のところに漆文化の展示がありましたね。漆というのは日本を代表する文化ですよ。漆というのは中国から渡ってきたものだという認識をもつてしまいます。だけど、漆は日本では自前の、非常に昔、縄文の時代から使われていた、まさに日本の文化なんだと。そういうことを学ぶチャンスにはなるわけです。穏やかな日本の風土の中で長い時間をかけて独自の文化がはぐくま

れてきたということも縄文の学習に入ってきます。

三番目として「社会の形成に参画する資質や能力を育てる」ということで、下線部のように節水・節電とか、法や決まりを守るとか、地域の伝統や文化を受け継ぐといった内容がきちっと位置づいていって、最終的にこの四つ目が大事なのですが、実社会とか実生活への活用を重視するものとして、簡単にいえば、ただ机の上で学ぶのではなく、最終的に子供たちの生活改善、生活を変えていくということに返っていく。そういうところまで狙っていくということなんです。たとえば伝統・文化のなかでいえば、自分たちも地域の伝統や文化を受け継いでいく一人であるということ意識を養って参加意欲を高めることが非常に大事になってくるし、そういうことを解説の中で言っています。あるいは、これは伝統・文化と関係ないのかもしれませんが、法や決まりをきちっと守っていく、あるいは防災意識をもつて一人ひとりが自分の自己責任として防災の行動をとるということも大事にしているというのがポイントであります。こういうことをずっと見ていって、さらに二つだけ申し上げたいと思います。歴史の扱いもずいぶん変わってきていますので、「歴史上の人物」を見ていただけますか。先ほどの社会科の改善でもあるように、発足当時と歴史に対する認識が変わってきています。とくに昭和三十五年版の

歴史上の人物については次のように表記されています。「歴史上の人物を取り上げて指導する必要がある」といっていますけれども、その場合には人物教材の長所、たとえば興味、関心を高めることができるという点を挙げています。さらに、そうはいってもといって、「人物中心の学習にはしりすぎないように」という言い方をしています。むしろ事象、事実の学習をしるというわけです。

それが四十四年版の指導書になりますと、歴史上の人物や物語などを十分活用する。そして、わが国の歴史を通じてみられる皇室と国民の関係について考えさせるとか、貴重な文化財の尊重とか保護が国民全体の大切な責務なんだということに自覚するように配慮しようというふうに変わってきます。その中でとくに、どんな人物を取り上げるのが難しい。そのときに各人各様の歴史観とか価値観で自由に選択するというものではないといっています。その人物が生きていた時代の歴史的世界にこそ意味があるというところで、そうした時代環境のなかに正しく位置づけて理解、評価しよう、これが大事なんだといっています。

そうなつてくると、たとえば聖徳太子、聖武天皇、行基、鑑真、中大兄皇子、中臣鎌足などの人物の評価はある程度定まっている。一方、江戸時代など、数多く歴史上の人物が活躍した時代については、どの人物を取り上げるべきか、

それが今後の研究課題であるといっています。この改訂を経て、五十三年ではそこにあるような人物例示がなされます。そして、元年にはいよいよ四十二人が、「内容の取り扱い」に例示されます。この時の教科書から必ず四十二人が教科書の中に出てくるといように変わるので、歴史人物の扱いもずいぶん変わっていることがお気づきになると思います。ポイントは四十四年版の指導書と元年の指導書

それから、神話・伝承についても非常に顕著でありまして、資料4です。四十四年版指導書までには全く出てきません。四十四年版から「内容の取り扱い」の中に、すぐれた文化遺産、あるいは人物の働きを中心とした指導を行う、それにあたっては「日本の神話や伝承も取り上げ」となっている。「も」ということは、ほかのものもあるけれども、その中のものを取り上げてくれということ。を「を」ではない。わが国の神話は八世紀頃までに記紀を中心に集大成されて記録されて今日に伝えられたものであるということとを説明しなさい、さらに、それについては古代の人々のものの方、あるいは国の形成に関する考え方を示す意味をもっているんですよ、その意味を指導しなさいといっています。中身ではない。意味を指導する。これが四十四年です。

ところがそれが五十三年にどう変わってくるかというところ

本文に位置づいています。国土の形成に関する考え方などを示す神話・伝承に関心をもつ。つまり、ここでは神話・伝承に関心をもつというのが本文なのです。それが、神話・伝承を調べていって、国の形成に関する考え方に関心を持つというのが元年であります。これが十年、二十年に引き継がれるのですが、二十年、自分が担当したところでは、国の形成に関するというのはどうも不明確なので、解説のうえで、国が形成されていく過程に関する考え方。つまり、プロセスとということです。一個取り上げるのではプロセスは見えませんが、その過程をいくつか取り上げていって、ああそうか、実際に大和朝廷が国をつくるというときに、たとえば国譲りの神話などを取り上げてくると、実際に和をもつて変わっているというのもあるれば、場合によると九州の平定とか関東の平定というふうに、どちらかというのと従えていったというプロセスもついているとか、そういうものも一応取り上げてこないか、過程にはなりません。ただ、これから教科書がどう書いてくれるかはわかりません。一応、指導要領の解説上はそうやって改善を加えているということです。

最後にまとめをいくつか申し上げます。いま申し上げますように、社会科学というのは、発足当時から考えると、

伝統・文化とか、教育勅語にうたわれている徳目とか、こういうものから見ると、非常に離れているものが多いと思いますけれども、そういったものをすこしずつでも充実させるように指導要領の改訂が動いてきて現在に至っているということがあります。

私はそういう立場から離れまして、いま國學院大學の人間開発学部という新しい学部で次の世代を担う指導者、とくに自分の場合は初等を担当していますので、教員を育てるという役目を仰せつかっています。いま私がお話しましたようなことは、どの大学でもあまり学生に話すチャンスがないと思います。國學院というのは、日本の国柄というものをきちんと明らかにしていく、とくに教育の場合、人間をどう育てるかということですから、道徳性とか、あるいは徳義心というか、こういったものを取り上げないのはおかしいわけです。それを教えるというよりも、そういうことを教える教員の資質としてどこかでやらないといけないので、学部のなかで、自分が担当しているなかでそれをやっていきたい。そういったことを備えた人柄のある人間をどう育てるのかというのが、人間開発学部の一つの課題であります。

そうするためには、とくに伝統・文化については、日本の場合、万世一系の天皇のもとに歴史がぶれないという歴

史を持っていますので、歴史を通してきちつと指導するか、教えるということは非常に大事にしないといけないだろうと思います。さらに、現場で生きて働く力にするためには、教員自身がいろいろな文化とかかわって受け継いでいる人から精神的な面もきちつと学んでいって、現場に出てもらいたいと願っています。

きょうは自分のこれまで担当したことや、これからやっていくことという手前味噌の話が多かったわけですが、以上で与えられたテーマについてお話をすることは終わりにさせていただきます。

(國學院大學人間開発学部教授)